

防災行政無線デジタル化整備事業

プロポーザル実施要領

2019年4月

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町

1. 概要.....	1
2. 基本情報（2019年4月1日現在）.....	1
3. 事業概要.....	1
4. 構築事業費.....	1
5. 関連法規等.....	1
6. 参加要件.....	2
7. 参加資格の喪失.....	3
8. プロポーザル実施要領等の配布.....	3
9. 公表及び選定スケジュール.....	3
10. 参加表明書の提出について.....	3
11. 質問書の受け付け及び回答.....	4
12. 提案書の提出について.....	4
13. プロポーザル実施の条件.....	5
14. 審査項目.....	5
15. 審査方法.....	5
16. 契約に関する事項.....	6
17. 留意事項.....	6
18. 問い合わせ先.....	6

別紙 妙法山中継局の設置場所位置図

1. 概要

現在的那智勝浦町防災行政無線（アナログ無線設備）は、平成17年に親局設備等を更新整備しているが、子局設備は昭和62年から稼働しているものもあり、子局設備においては約30年が経過している。

本事業は緊急防災減災事業債を受けて実施するものであり、実施設計・整備工事について効率かつ信頼性の高い情報伝達システムを構築する必要があることから、整備等に係る提案を求め、より優れた成果が期待できる者を特定するプロポーザル方式を導入する。

2. 基本情報（2019年4月1日現在）

- (1) 人口 : 15,087人
- (2) 世帯数 : 7,812世帯
- (3) 面積 : 183.31平方キロメートル
- (4) 既設設備
 - ア. 親局設備 : 1式（那智勝浦町役場）
 - イ. 遠隔制御設備 : 1式（消防本部）
 - ウ. 中継局設備 : 1式（妙法山阿弥陀寺内）
 - エ. 屋外拡声子局 : 83式（内訳：沖電気製42局、松下製41局）
: 有線延長スピーカ（33箇所）、ケーブル距離（約10.7km）
 - オ. 戸別受信機 : 約300台
 - カ. 防災ラジオ : 約2,000台
 - キ. 移動系設備 : 中継局（1式）、役場（1式）、拠点（6式）、車載（4式）
※拠点とは小匠ダム、温泉病院、他4出張所

3. 事業概要

- (1) 事業名 : 防災行政無線デジタル化整備事業
- (2) 事業期間 : 契約締結日から2021年3月31日まで
- (3) 事業概要
 - ア. 実施設計業務
 - イ. 整備工事
 - ①親局設備 : 防災倉庫
 - ②遠隔制御設備 : 那智勝浦町役場、消防本部
 - ③中継局 : 妙法山（別紙参照）
 - ④簡易中継/再送信子局 : 必要数
 - ⑤屋外拡声子局 : 必要数
 - ⑥戸別受信機 : 5,000台
 - ⑦多様な情報伝達手段 : 移動系システムもしくは職員間の連絡手段の確保
 - ⑧既存設備の撤去
 - ⑨全国瞬時警報システム（J-ALERT）設備

4. 構築事業費

提案限度額 890,000,000円（消費税別）を越えない提案であること。なお、総額は契約時の予定価格を示すものではなく事業規模を示すためである。

5. 関連法規等

- (1) 電波法および同法関係規則
- (2) 有線電気通信法及び同法関係規則
- (3) 電気設備技術基準（平成9年通商産業省令第52号）
- (4) 土木工事標準積算基準書（電気通信編）
- (5) 電気通信設備工事共通仕様書
- (6) 建築基準法及び同法施行令、同法関係規程
- (7) 電波産業会標準規格（ARIB STD-T115）

- (8) 電波産業会標準規格 (ARIB STD-T79)
- (9) 電波産業会標準規格 (ARIB STD-T116)
- (10) 道路法、道路交通法
- (11) 日本工業規格 (JIS)
- (12) 日本技術標準規格 (JES)
- (13) 日本電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (14) 日本電気工業会標準規格 (JEM)
- (15) 日本電子機械工業会規格 (EIAJ)
- (16) 電波法関係審査基準 (総務省訓令)
- (17) 災害等非常時屋外拡声システム性能確保のための ASJ 技術基準 (社団法人日本音響学会)
- (18) 那智勝浦町地域防災計画等諸規則
- (19) 和歌山県景観条例
- (20) その他関係法令、条例、規則等

6. 参加要件

- (1) 町の入札参加者登録名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始もしくはこれらに類する倒産手続開始を第三者から申し立てておらず、自ら申し立てた者又は自ら申し立てる予定がない者であること。
- (4) 町が措置する指名停止期間中でない者であること。
- (5) 法人税、所得税、消費税に未納がない者であること。
- (6) 都道府県税及び町の町民税、固定資産税に未納がない者であること。
- (7) 役員等が、暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律「暴力団対策法」第 2 条第 6 号に規定する暴力団員) でないこと。
- (8) 本事業の体制において設計業務に従事する者は、技術士 (電気電子部門)、RCCM (電気電子部門) のいずれかの資格を有する者であること。
- (9) 監理技術者 (電気通信工事) を専任で配置できること。なお、配置する技術者は本参加資格確認申請のあった日において、3 箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (10) 会社更生法 (昭和 27 年法律第 172 号) に基づき、更生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (11) 民事再生法 (平成 11 年法律 255 号) に基づき、再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (12) 電波法 (昭和 25 年法律第 131 号) 第 24 条の 2 第 1 項に定める点検事業者の登録を受けている者であること。
- (13) 市町村デジタル同報通信システム (QPSK ナロー) 実験局免許を交付されていること。
- (14) 過去において、同種工事の実績を有すること。
同種工事とは、市町村デジタル同報通信システム又は消防救急デジタル無線システムを元請として完成・引き渡しをした施工実績とし、財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム (CORINS) に登録されたものに限る。
- (15) ISMS (情報セキュリティシステム ISO/IEC Q27001 又は JIS Q27001 に基づく認証) を取得していること。
- (16) 整備後の運用保守については下記条件を満たすこと。
 - ア. 保守体制は 24 時間 365 日とする。
 - イ. 那智勝浦町役場に 60 分以内に到着できる位置に保守拠点があること。
 - ウ. 電波法 (昭和 25 年法律第 131 号) 第 24 条の 2 第 1 項の規定による総務大臣の登録を受け、「点検を行うことができる無線局設備等に係る無線局の種別に基地局及び固定局を含む登録検査等事業者であること。

7. 参加資格の喪失

- (1) 本手続きにて提出書類等に虚偽の記載をし、その他不正な行為をしたとき。
- (2) 本手続き期間中に、前条にあげる要件に該当しなくなったとき。

8. プロポーザル実施要領等の配布

- (1) 配布場所 〒649-5392 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1
那智勝浦町役場 総務課 防災対策室
TEL : 0735-52-0555 FAX : 0735-52-6543
※実施要領等の関係書類は、町ホームページからもダウンロードできます。
- (2) 配布期間
2019年4月15日(月)～2019年4月17日(水)
※午前9時～午後5時まで

9. 公表及び選定スケジュール

項	イベント	期日
1	公表	2019年4月15日(月)
2	参加表明受付	2019年4月15日(月) ～4月17日(水)
3	参加資格結果通知期限	2019年4月19日(金)
4	質問期間	2019年4月16日(火) ～4月19日(金)
5	質問回答	2019年4月25日(木)
6	提案書等の提出	2019年5月13日(月) ～5月17日(金)
7	審査(提案プレゼンテーション)	2019年5月27日(月) 予備日 5月28日(火)
8	審査結果通知	2019年5月29日(水)

10. 参加表明書の提出について

(1) 提出書類

- ア. 参加表明書【第1号様式】
- イ. 誓約書【第2号様式】
- ウ. 会社概要書【第3号様式】
- エ. デジタル同報系防災行政無線又は消防救急デジタル無線整備実績書【第4号様式】及び添付書類
- オ. 配置する監理技術者の監理技術者証の写し、雇用期間が分かるものの写し
- カ. 設計業務に従事する配置予定の技術者の職歴証及び資格者証の写し
- キ. 電波法(昭和25年法律第131号)第24条の2第1項による点検事業者(登録点検事業者の資格を有する者)の登録を証明する書類の写し
- ク. 実験試験局の無線局免許状の写し
- ケ. 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)登録証の写し(認証登録範囲含む)
- コ. 保守拠点届出書【第5号様式】

(2) 提出期限

- 2019年4月17日(水) 午後5時(必着)
※提出可能時間は、午前9時～午後5時まで

(3) 提出方法

- 持参のみとする。

1 1. 質問書の受け付け及び回答

(1) 質問書の提出

質問がある場合は、質問書【第6号様式】により提出すること。

ア. 提出期限

2019年4月19日（金）午後5時まで（必着）

イ. 提出方法

事務局メールアドレス宛てに電子メールに添付して提出すること。なお、メールの件名の先頭には「防災行政無線デジタル化整備事業質問書」を付加すること。

また、電子メールによる提出ができない場合には、FAXでの提出も可とする。

電子メールの送信又はFAXの送付後は、電話による確認連絡を必ず行うこと。

(2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、2019年4月25日（木）午後5時までに電子メール又はFAXにて全参加表明者（辞退者を除く）に対し回答する。

1 2. 提案書の提出について

提案書等の様式は任意とし、以下の要領で作成し、提出するものとする。

(1) 提出書類

ア. 提案書

イ. 構築見積書

※構築見積書については、下記事項に留意し作成すること。

- ・実施設計を含めた費用とすること。
- ・設備規模や数量等は、別紙「要求仕様書」に準じて見積もること。
- ・既存設備の撤去費用も見積もること。
- ・可能な限り種別や項目毎に細分化すること。
- ・消費税は含めず様式は自由とし、正本には代表者印を押印すること。

ウ. 構築事業費（実施設計含む総事業費）【第7号様式】

エ. 保守費10年間分の総額（各年度毎に費用の合計が分かるもの）【第7号様式】

※保守費含まれるもの

- ・駆け付け及び故障切り分け
- ・設備点検（年1回）※初年度は点検なし
- ・定期検査（電波法第73条第1項）に係る登録点検
- ・再免許申請
- ・バッテリー費用及びそれに伴う作業費

※保守費に含まれないもの

- ・バッテリー交換以外の作業費
- ・バッテリー以外の部品及び部材費
- ・戸別受信機における保守

また、拠点間の専用線費用、各種配信等にかかるコストもすべて計上すること。

(2) 作成上の留意

ア. 提案書は、A4版で40ページ以内（図面等はA3版でも可）とする。

ただし、表紙・目次はページに含まない。

また、最終ページに構築見積書及び第7号様式を綴じて提出すること（ページ数にはカウントしない）。

イ. 提案書の表紙には、宛先「那智勝浦町長」、タイトル「防災行政無線デジタル化整備事業提案書」と記載し、会社名も記載すること。

ウ. 正本については、代表者名を記載の上、押印すること。

(3) 提出部数

提出部数は、正本1部、副本9部。

(4) 提出先及び提出方法

参加表明書提出先と同じ、持参のみとする。

(5) 提出期限

2019年5月17日(金)午後5時(必着)

※提出可能時間は、午前9時～午後5時まで

(6) その他

提出した提案書等については、提出後の差し替え、変更、削除等は不可とする。
また、提出された提案書等は返却しないものとする。

1.3. プロポーザル実施の条件

本プロポーザルに参加表明した者が1者(社)のみの場合でも、参加者のプレゼンテーション、ヒヤリングを実施し、町が求める要件を満たした場合は、契約締結交渉者とする。

1.4. 審査項目

(1) 構築方針体制

ア. 全体体制……………体制提示等

イ. 受注実績……………元請けとしてのデジタル防災行政無線又は消防救急デジタル無線システムの整備実績

ウ. 実施設計体制……………管理技術者の配置等

エ. 施工体制……………監理技術者及び現場代理人の配置等

オ. 実施計画……………施工計画や移行計画及び実験局免許の保有状況等

カ. 情報保護体制……………情報セキュリティ及び個人情報保護における会社の取り組み体制等

(2) 提案システム

ア. 無線回線……………町の地形・環境を把握し、具体的な無線回線構成

イ. 屋外拡声子局……………適正配置等

ウ. 戸別受信機……………戸別受信機の配布方法や管理方法

エ. 移行計画……………新旧システム切替の具体的な方法

オ. 親和性……………防災行政無線での放送以外の伝達手段

カ. 既設設備の有効活用・既存の機器や部材の有効活用

キ. 多様な情報伝達手段・移動系システムもしくは職員間の連絡手段の確保

(3) 保守

ア. 保守体制……………保守部材の確保、保守拠点及び駆け付け体制

イ. 保守内容……………休日・夜間・緊急時の体制

(4) その他

ア. 地元業者の活用

イ. 提案意欲

(5) 概算費用

ア. 構築事業費(イニシャルコスト)

イ. 保守費(ランニングコスト)

1.5. 審査方法

(1) 審査(プレゼンテーション)

(2) 開催日時: 2019年5月27日(月)実施予定

(3) 開催場所: 那智勝浦町役場 大会議室

(4) プレゼンテーション時間

提案の内容を具体的に説明することを主とし、1者(社)あたり50分(準備10分、説明30分、質疑10分)程度とする。

(5) 機器類の準備

プロジェクター、スクリーンは当町が準備する(機器の持ち込みも可とする)。

(6) 審査結果

審査結果については、2019年5月29日(水)に結果の如何にかかわらず、参加表明書に記載された担当者宛に書面にて通知する。

(7) 注意事項

- ア. 提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは認めない。
- イ. 指定した時間に遅れた場合は失格となる場合がある。

1 6. 契約に関する事項

(1) 契約に関する事項

- ア. 選定された最優秀者と契約の締結交渉を行います。
- イ. アの結果、契約の締結に至らなかった場合又は最優秀者の提案において虚偽の記載、不正及び違反が認められた場合は、本選考結果は無効とする。ただし、その場合は次点者と交渉を行うものとする。

(2) 契約書

那智勝浦町財務規則による。

- (3) 契約は地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び那智勝浦町議会の議決に付すべく契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年 4 月 1 日条例第 8 号）の規定により、議会の議決を要するために、決定後は仮契約を締結し、議会の議決によって本契約となります。
- なお、那智勝浦町は当該議案が那智勝浦町議会で可決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わないものとする。

1 7. 留意事項

- (1) 本提案に要する一切の費用については参加者負担とする。
- (2) 参加者は業務遂行上、知り得た情報は他人に漏らしてはならない。
- (3) 提案書類は返還しないものとし、提案書については、審査の必要に応じて複製することがある。
- (4) 提案書の審査過程内容については一切公開しない。また、審査結果に対しての意義申し立てについても受付しない。
- (5) 参加表明書・提案書等に虚偽の記載があった場合は、指名停止措置とすることがある。

1 8. 問い合わせ先

- (1) 配布場所 〒649-5392 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地 7 丁目 1 番地 1
那智勝浦町役場 総務課 防災対策室 担当 森本 泰洋
TEL : 0735-52-0555 FAX : 0735-52-6543
Mail : soumu00@town.nachikatsuura.lg.jp

※問い合わせに関しては文書（メール・FAX）で行うこと。